

議案第6号

新座市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新座市職員の育児休業等に関する条例（平成4年新座市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p style="padding-left: 2em;">(ア) [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">(イ) [略]</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、<u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める</u>非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）とする。</p> <p>（部分休業の承認の取消事由）</p> <p>第19条 [略]</p> | <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p style="padding-left: 4em;"><u>(ア) 任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(イ) [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">(ウ) [略]</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、<u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）とする。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(1) 任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>（部分休業の承認の取消事由）</p> <p>第19条 [略]</p> |

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第20条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準じる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第21条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月21日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得に係る在職期間の要件を廃止するとともに、妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等及び勤務環境の整備に関する措置について定めたいので、この案を提出するものである。